

兵庫県にお住まいの方へ

# 不妊治療における 先進医療費および通院交通費助成

兵庫県では、不妊治療の経済的負担を軽減し、治療の選択肢を広げるために、生殖補助医療と合わせて実施する保険適用外の「先進医療」と「その通院にかかる費用の一部」を、回数制限なしで助成します。



助成の詳細はこちら ▲

令和6年4月1日以降の先進医療費及び先進医療の治療にかかる通院交通費が対象です

## 助成の対象者

以下①～④の要件をすべて満たす夫婦

	Check!
① 先進医療実施時点で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。	
② 先進医療を実施した時の妻の年齢が43歳未満であること。 申請時に43歳であっても、先進医療を受けた医療明細書の日付時点で42歳であれば対象となります。	
③ 申請時に夫婦のどちらかが兵庫県内に住所があること。	
④ 先進医療の実施施設として承認された県内医療機関で先進医療を受けていること。  ※右記の地域は県外医療機関（隣接する医療圏に限る）を受診可能です。	

但馬地域	鳥取県 東部医療圏
西播磨地域	岡山県 県南東部医療圏
淡路地域	徳島県 東部医療圏



## 先進医療治療費の助成

## 通院交通費の助成

1クールあたり**3万円**（定額）

1クールとは  
生殖補助医療開始から  
胚移植1回までの期間

1クールの治療にかかった  
通院交通費の一部

生殖補助医療と併用して実施した「先進医療」にかかる費用が対象です

- 「先進医療」の利用があれば、保険適用の有無に関わらず（全額自費診療でも）対象となります。
- 先進医療とは、厚生労働省において先進医療として告示された技術等です。
- 先進医療の実施施設として承認された医療機関で実施されたものが助成対象となります。

先進医療を受けるために発生した公共交通機関の利用料金<sup>(★1)</sup>または自家用車交通費<sup>(★2)</sup>の相当額が対象です

(★1) 鉄道運賃、特急料金、バス運賃、船舶運賃  
※タクシー、新幹線、航空機は対象外

(★2) 移動距離に応じて算定します。高速道路利用料金も対象です。

## 申請について

申請期間：令和6年7月4日(木)～令和7年2月28日(金)

※1クールごとに申請が必要です

申請方法：e-ひょうご(右記のQRコード)から、オンラインによる申請

お問合せ：☎078-362-9230

スマホだけで  
申請が完結！



オンライン申請システム(e-ひょうご) ▲